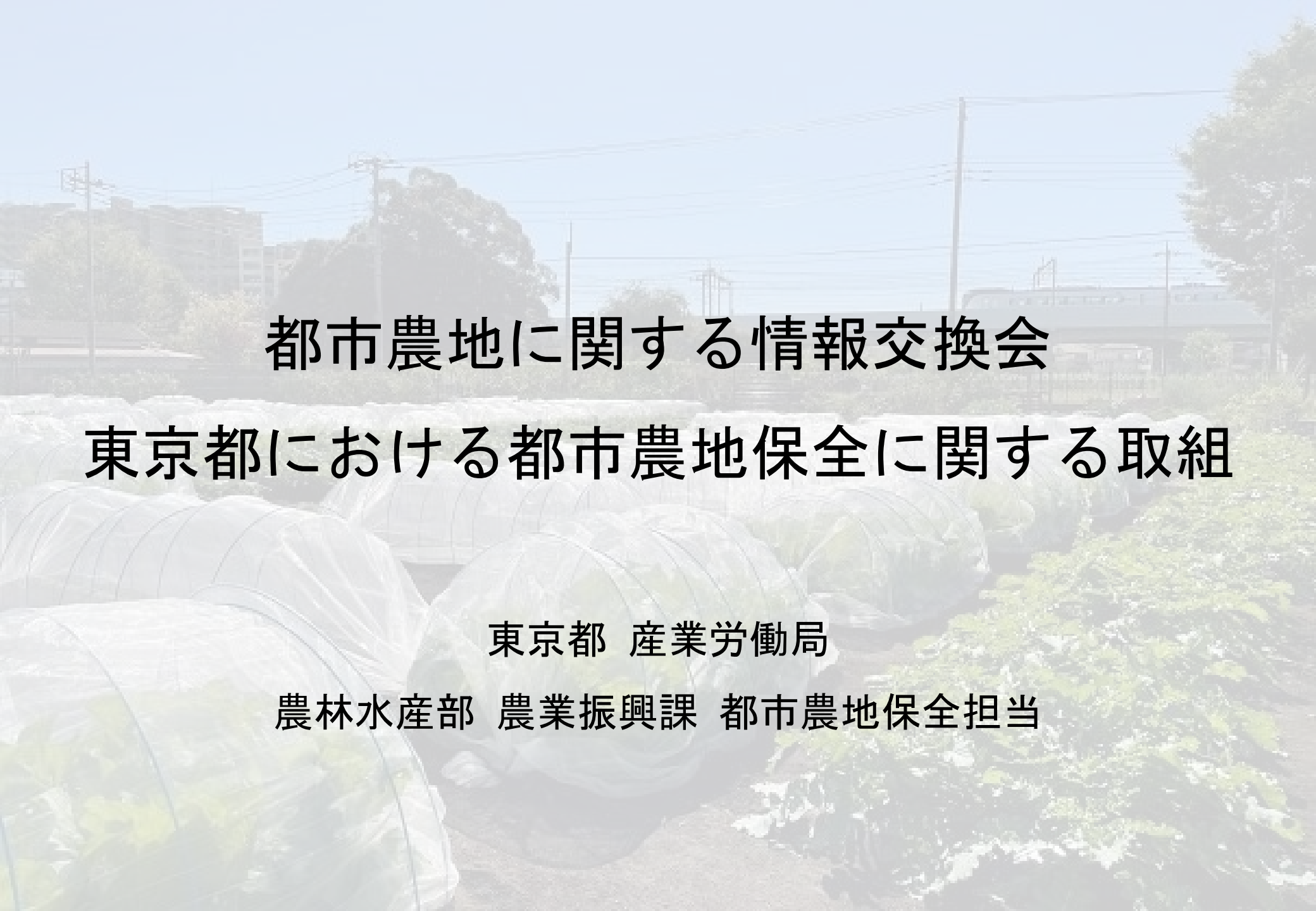




都市農地に関する情報交換会

東京都における都市農地保全に関する取組

東京都 産業労働局

農林水産部 農業振興課 都市農地保全担当

- ① 高齢者活躍に向けたセミナー農園事業
～「わくわく都民農園小金井」について
- ② 生産緑地を活用した体験農園等普及事業
～モデル事業の波及について
- ③ 体験農園等修了生の人材活用事業
～コミュニティの継続・活躍の場創出について
- ④ その他の取組
 - 未来に残す東京の農地プロジェクト
 - 農地長期貸借促進奨励事業 など

高齢者活躍に向けたセミナー農園事業

2つの“モデル”としての「わくわく都民農園小金井」開設の経緯

【課題①】いわゆる「生産緑地の2022年問題」

一方で、2018年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地の貸借が可能に

【モデル①】生産緑地の貸借制度を活用した都市農地の保全モデル

行政が積極的に都市農地の保全に向けた取組を実施

【課題②】いわゆる「高齢人口の2025年問題」

団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者の割合が大幅に増加する問題

【モデル②】農園を通じた多世代・地域交流の活性化を実現する都市農地の活用モデル

都市農業の多面的機能を発揮できる様々な区画を備えた農園を整備
農園利用者には将来の東京農業の担い手としての活躍も期待

都市農地の保全と活用を併せて進めるモデル農園として、
2022年3月に「わくわく都民農園小金井」を開園

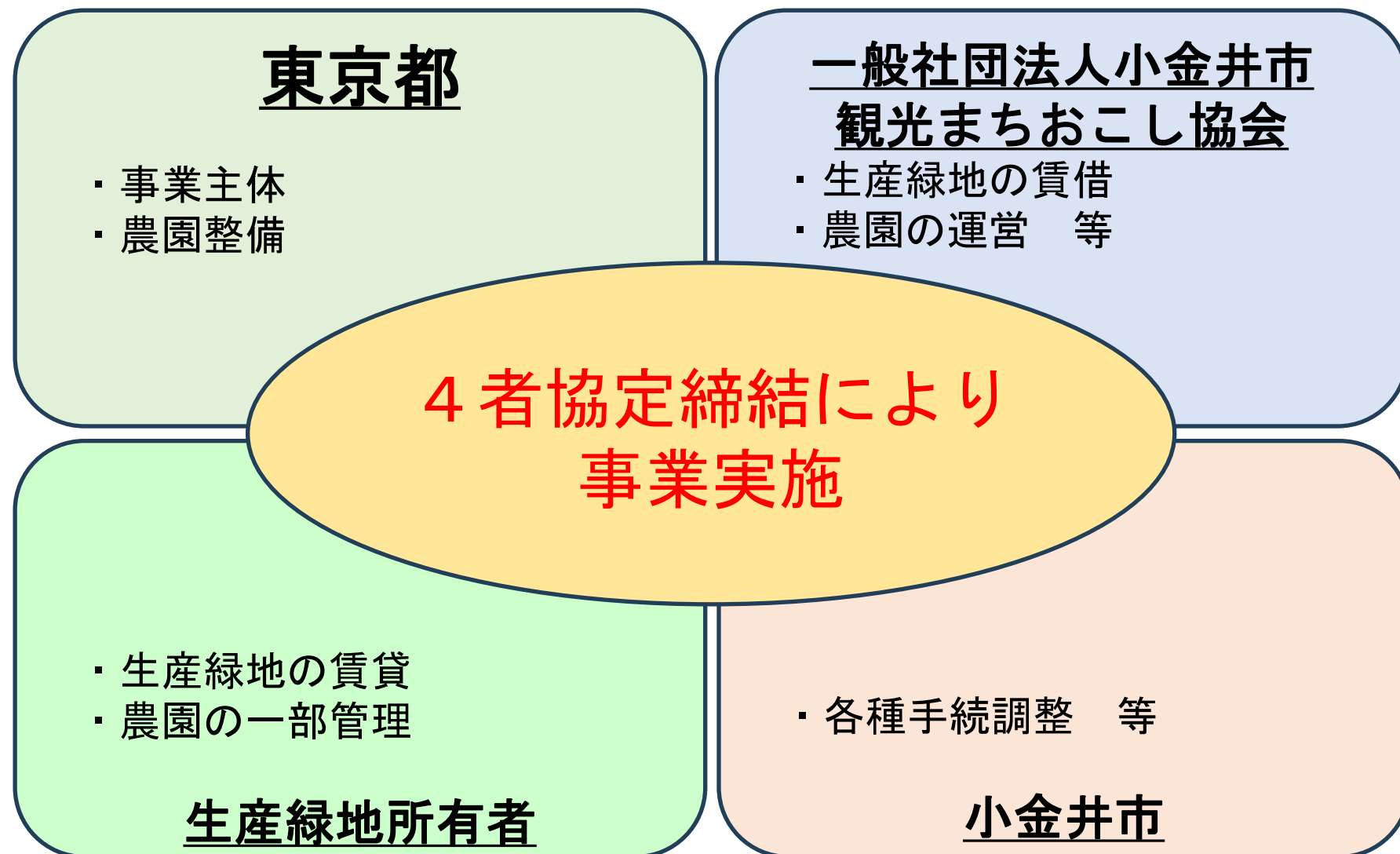
高齢者活躍に向けたセミナー農園事業

開設までの流れ

時期	手続等
2019年 4 月	事業候補地の募集
2020年 1 月	事業地の決定
2020年 7 月	農園整備・建築物設計開始
2020年10月	運営事業者公募
2020年11月	運営事業者決定（一般社団法人小金井市観光まちおこし協会）
2021年 4 月	事業実施に向けた 4 者協定締結
2021年 5 月	生産緑地賃貸借契約締結
2021年10月	農園利用者募集、農園名称募集
2022年 1 月	農園利用者決定 農園名称を「わくわく都民農園小金井」に決定
2022年 2 月	農園整備・建築物工事完了
2022年 3 月	「わくわく都民農園小金井」開園

高齢者活躍に向けたセミナー農園事業

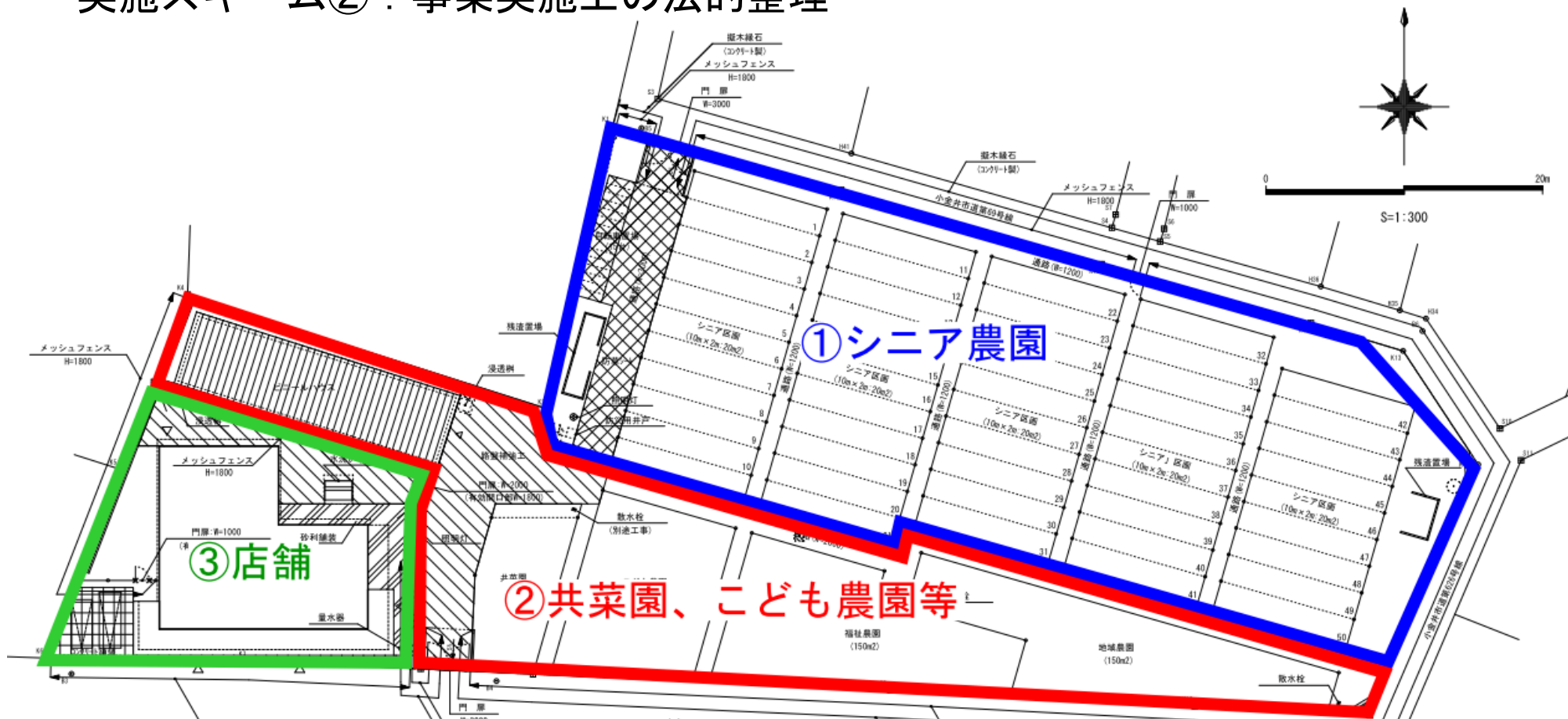
実施スキーム①：事業実施体制



※農園運営にあたっては東京都からの委託料支払はなく、利用料金収入を原資とする独立採算により実施

高齢者活躍に向けたセミナー農園事業

実施スキーム②：事業実施上の法的整理



【エリアごとの整理】

- ①シニア農園 : 貸借円滑化法11条による特定都市農地貸付により利用者と契約
- ②共菜園、こども農園等 : 貸借円滑化法4条による事業計画認定
- ③店舗 : 生産緑地法8条2項による農業関連施設として位置付け
あわせて農地法5条による転用

※3つの賃貸借契約を所有者・運営事業者間にて締結（5年間）

わくわく都民農園小金井PR動画



モデル事業開始後の課題

<課題①>

「わくわく都民農園小金井」と同様の農園をどのように都内へ波及させていくか

2つのモデル

- ・生産緑地の貸借制度の活用
- ・農園を通じた多世代・地域交流の活性化を実現

都内各地において、都市農地の保全と活用を併せて進める農園が開園しやすくなる仕組みの構築

<課題②>

「わくわく都民農園小金井」のメイン区画であるシニア農園利用者を中心に、農園で形成されたコミュニティをどのように維持するとともに、東京農業の担い手としてどのように活躍してもらうか

50区画ある50歳以上の都民を対象として地元若手農家の指導を受けながら野菜作りを体験できるシニア農園區画は、最大利用期間が3年間であるため、修了後もコミュニティを維持しながら、活躍の場を提供できる仕組みの構築

生産緑地を活用した体験農園等普及事業

- 生産緑地の貸借制度を活用し、都市農地保全と多世代・地域交流の活性化、将来の東京農業の支え手育成を実現するため、都が先行して開設したモデル農園と同様の取組を行う区市や民間企業を支援し波及させていく。

【事業内容】

自治体等からの相談や開設・運営ノウハウを提供するほか、農園整備・運営にかかる経費を助成

○ 情報発信強化

モデル農園での取組や成果に関する情報を幅広く発信

○ アドバイザー派遣

生産緑地の活用を検討・推進する自治体等からの相談受付やアドバイザーの派遣を行うことで課題解決を一元的にサポート

※相談窓口はモデル農園運営事業者である(一社)

小金井市観光まちおこし協会に設置

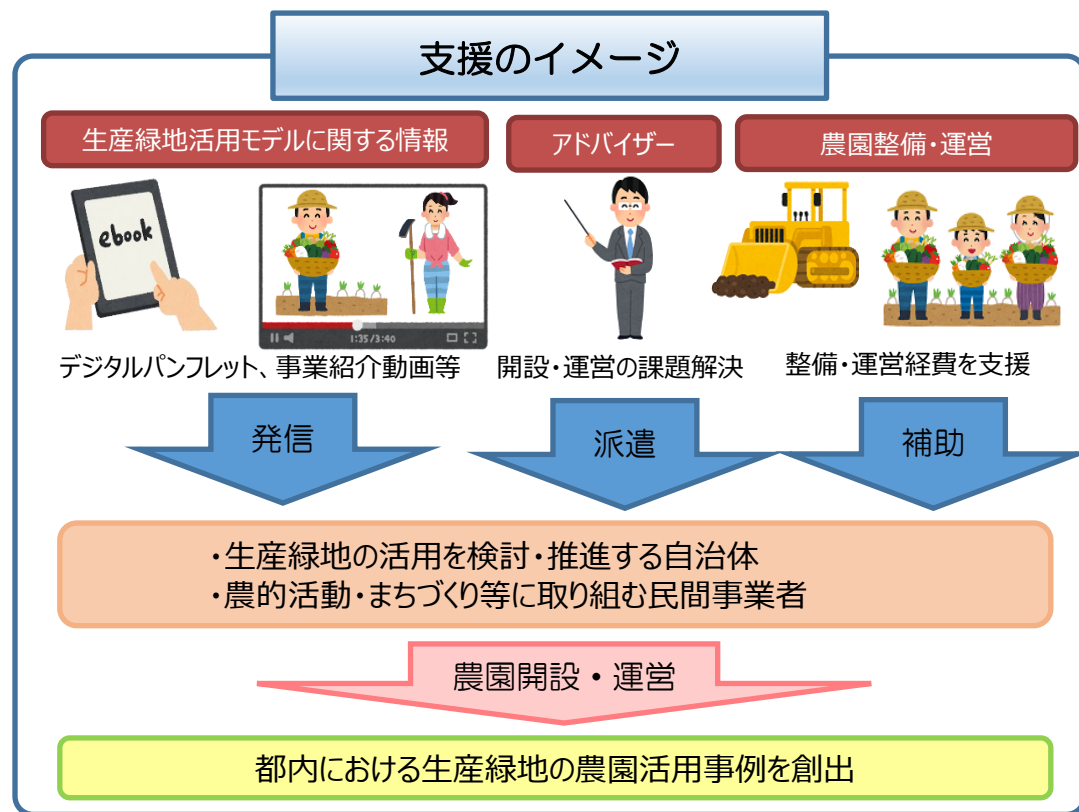
○ 補助金制度

農園の整備・運営を行う自治体・民間企業等に補助

※補助率

・整備費：1/2

・運営費：1年目2/3、2年目1/2、3年目1/3



体験農園等修了生の人材活用事業

- 「セミナー農園」の修了生と体験農園運営者とをマッチングすることで、修了生を東京農業の担い手として活躍する場を確保するとともに、体験農園等運営者を支援する。

【事業内容】

「セミナー農園」（「わくわく都民農園小金井」）の修了生のうち希望者を「体験農園等支援隊（仮称）」として都内体験農園の運営スタッフ等として派遣

「体験農園等支援隊（仮称）」の構成員が新たな技術・知識を習得できるよう支援を実施

※「わくわく都民農園小金井」運営事業者である
（一社）小金井市観光まちおこし協会へ委託

○ 登録システムの構築・運用

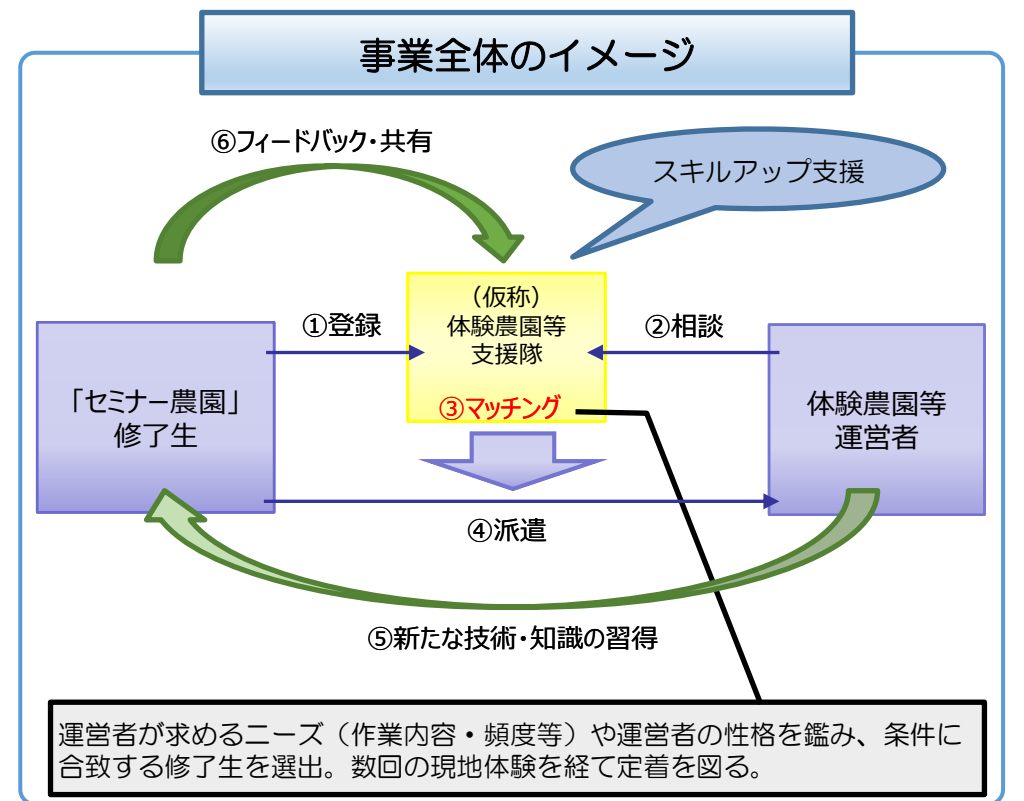
シニア農園修了生のうち希望者を「体験農園等支援隊（仮称）」として登録するシステムを構築・運用

○ 体験農園等運営者とのマッチング・派遣

体験農園等運営者とのマッチングを行い、相手方の特性に合った修了生を派遣

○ 修了生のスキルアップ支援

派遣により培った栽培技術・知識を登録者と共有したり、新たな栽培技術を学ぶ機会を設けることで、体験農園運営スタッフ等としての更なるスキルアップを図るとともに、修了生同士のコミュニティを維持



未来に残す東京の農地プロジェクト

- 宅地等から農地を創出する取組や、遊休農地や低利用農地等を再生する取組を支援する。
- 防災兼用農業用井戸や農薬飛散防止施設、簡易直売所等の整備を支援し、農地の多面的機能の強化を図る。
- 公有地を農業公園等に整備する取組を支援し、より多くの都民が農業に触れ合う場を拡大する。

支援内容

※以下の支援型を組み合わせる実施可能
(一部除き)

○農地創出型

農家が所有する宅地や公有地を、農地や区民農園等に整備する場合の建築物の基礎や舗装版等の撤去

○農地再生型

農家が賃借等した遊休農地等を再生利用
(伐採・伐根、深耕、整地等)

○生活環境型

地域や環境に配慮した施設を整備
土留め、農薬飛散防止施設、簡易直売所、農業体験農園（既存施設への設置も含む、区画割・休憩施設・更衣室・太陽光発電機器〈発電容量0.5KW以下〉等）

○防災安全型

防災兼用農業用井戸の設置（周知看板、非常用発電機含む）

○公的利用型

公有地での市民農園、福祉農園、農業公園等（休憩施設・更衣室・太陽光発電機器〈発電容量0.5KW以下〉）の整備

○推進支援型

事業実施に必要な基本的な調査、農地保全のPRに必要な広報、直売所マップ作成、防災訓練の実施、農業体験農園のPR等



農地の創出（住宅→畑）



農地の再生（遊休農地再生）



防災兼用農業用井戸



簡易直売所



農業公園



太陽光発電機器

補助率

- 農地創出型：2／3以内
- 農地再生型：2／3以内（認定新規就農者は3／4以内）
- 生活環境型、防災安全型：3／4以内
- 公的利用型：3／4以内（100,000千円／箇所を上限）
- 推進支援型：1／2以内

事業の流れ

東京都



事業主体(区市町村)



事業実施主体

※事業実施主体：区市町村、農業者（認定新規就農者、認定農業者）等

未来に残す東京の農地プロジェクト

➤ 農地創出型

1：補助対象

対象者：創出予定地を所有する農業者、農地所有適格法人、区市町村

対象地：農業者や地方公共団体等が所有する現況非農地（宅地、駐車場、庭、テニスコート、釣り堀など）

内 容：土地所有者が上記の対象地において農地創出し、営農、農地として貸し付け、（地方公共団体等が）農地的利用に供する事業を対象とする。

建築物等解体処分の一部（基礎などの撤去）、除礫、深耕、客土、農地利用に必要な整備に対して補助

2：補助要件

※原則として整備面積を300㎡以上とし、市街化区域で既存生産緑地と一団として整備する場合に限り100㎡以上とする。

整備後8年間の活用、農地台帳への登録に同意し、市街化区域は整備後に生産緑地地区への指定が可能な土地

3：補助率

都：2/3以内



※建築物の上物については補助対象外
見積書内で補助対象範囲と対象外を区別できるようにすること

補助対象

■ 未来に残す東京の農地プロジェクト

➤ 農地再生型

1：補助対象

対象者：認定農業者、認定新規農業者、就農もしくは、事業承継をおこなってから5年以内の農業者、区市町村

対象地：貸借や購入等した遊休農地、条件が悪く貸借が進まない農地、後継者の就農等に伴う作目転換を促進するための整備

2：補助要件

整備後8年間の活用 ※伐採、伐根等した発生した廃棄物は適正に処理をすること。

概ね1,000㎡以上であること。ただし、隣接した農地の規模拡大のための再生利用等、合理的な理由がある場合を除く。

賃借等で整備を行う場合は以下の要件を満たすこと。

A：市街化区域以外で「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について」で、黄区分に区分された農地

B：市街化区域以外で、老木化した果樹等が賃借等の妨げになっている農地

C：市街化区域で生産緑地、特定生産緑地に指定され、老木化した果樹等が賃借等の妨げになっている農地

D：後継者等の就農、事業承継に伴い作目転換を実施する農地（例：果樹→野菜）

A～Cの農地で農地法や都市農地賃借円滑化法等に基づいて貸借や取得を行った場合、及びDの農地の場合で障害物の除去（樹木の伐採・伐根）、深耕、整地、その他農地利用に必要な整備

3：補助率

通常：都2/3以内

認定新規就農者：都3/4以内

未来に残す東京の農地プロジェクト

➤ 農地創出型の事例（世田谷区）

施工前



施工後



➤ 農地再生型の事例（町田市）

施工前



施工後



未来に残す東京の農地プロジェクト

➤ 農地創出・農地再生の実績

H30～R6実績件数

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
創出支援	3件	5件	8件	6件	5件	6件	7件	40件
再生支援	14件	14件	14件	8件	6件	11件	4件	71件
合計	17件	19件	22件	14件	11件	17件	11件	111件

H30～R6実績面積（保全面積）

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
創出支援	2,064㎡	2,250㎡	4,203㎡	5,165㎡	1,924㎡	5,366㎡	2,394㎡	23,366㎡
再生支援	30,898㎡	26,205㎡	34,873㎡	15,789㎡	15,295㎡	36,854㎡	9,900㎡	169,814㎡
合計	32,962㎡	28,455㎡	39,076㎡	20,954㎡	17,219㎡	42,220㎡	12,294㎡	193,180㎡

農地長期貸借促進奨励事業

- 生産緑地や農業振興地域などにおいて、優良な農地を保全するとともに、担い手が安心して営農できる環境づくりを進めていく必要があることから、新規就農者や経営規模拡大志向農家等借り手への貸借を促進するため、長期間の賃借権等を設定した貸し手に奨励金を交付する。

■ 事業内容

新規就農者や経営規模拡大志向農家等へ10年以上の農地の賃借権等を設定した場合、貸し手に対して奨励金を交付する。

■ 事業主体

(一社)東京都農業会議

■ 交付金額

賃借面積(10m²未満切捨て) × 奨励金単価

■ 奨励金単価(10aあたり)【拡充】

補助対象	市街化区域外農地		生産緑地
	農振農用地	農振農用地外	区部・市部(共通)
貸し手	40万円	20万円	120万円

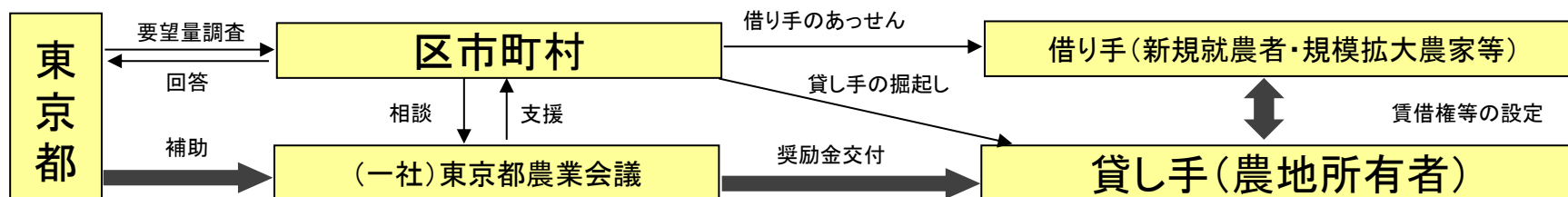
栽培施設設置や
土づくり等の
投資が可能



意欲ある農業者に
よる農地の有効活用

長期貸借による
農地の保全

■ 事業スキーム



農地長期貸借促進奨励事業

奨励金単価の変遷

(1,000㎡あたり交付額)

年度	市街化区域外農地		生産緑地	
	農振農用地	農振農用地外	区部	市部
令和5年度	—	—	300,000円	200,000円
令和6年度	200,000円	100,000円	300,000円	200,000円
令和7年度	400,000円	200,000円	1,200,000円	

市街化区域外農地

→農地中間管理事業法により10年以上の賃貸借または使用貸借

生産緑地

→都市農地の貸借の円滑化に関する法律により10年以上の賃貸借

生産緑地買取・活用支援事業

- 都市農地の保全のため、買取申出された生産緑地等を区市が農的活用を目的として買い取る際の経費の一部を支援する。また、買い取った生産緑地等における活用（施設整備）及び運営を軌道に乗せるための経費に対して支援する。

1 基金の造成

- 以下の2から4までの事業を行うため、（公財）東京都農林水産振興財団に基金を造成

2 生産緑地等買取支援

【事業概要】

- 区市が農的利用を目的とし生産緑地等を買取る際の経費を支援
- 主たる箇所が生産緑地であり、その生産緑地と一体的に農的活用を行う市街化区域内農地も補助対象

【補助率】 2/3以内（補助上限1区市1ha以内）

3 買取生産緑地等の活用支援

【事業概要】

- 上記2で買い取った生産緑地等に対し、都の政策課題の解決に資する施設を整備する際の経費を助成

【補助対象】

- 高収益型農業を目指す農家の育成施設の整備
- 農福連携のための福祉農園等の整備 等

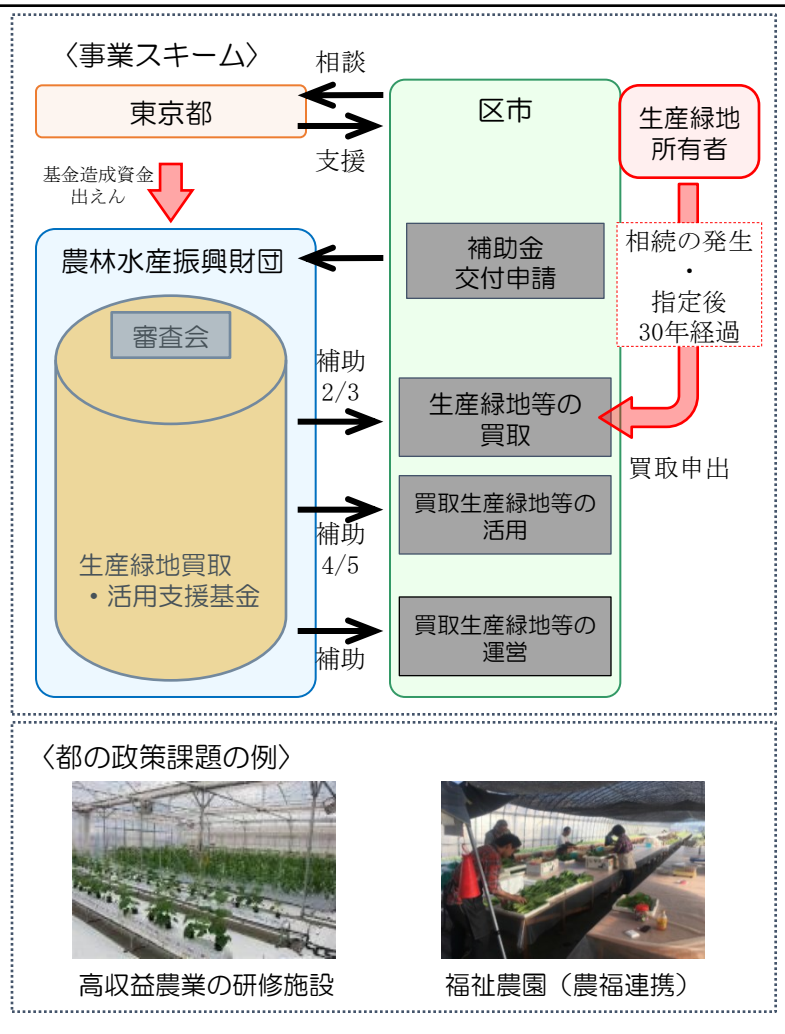
【補助率】 4/5以内（補助上限額 1億円）

4 買取生産緑地等の運営支援

【事業概要】

- 上記2で買い取った生産緑地等で行う農的な活用の運営を軌道に乗せるための経費の一部を支援（計画策定や、専門家等による運営への助言・指導に要する経費に限定）

【補助率】 初年度：2/3 2年目：1/3
（補助上限事業費 1,000万円）



都市農地貸借円滑化促進事業

- 都市農地を保全し、担い手等への生産緑地の貸借を促進するための生産緑地バンク制度を創設する区市への支援や制度啓発等を実施する。

都市農地貸借に関する意向調査

○事業内容

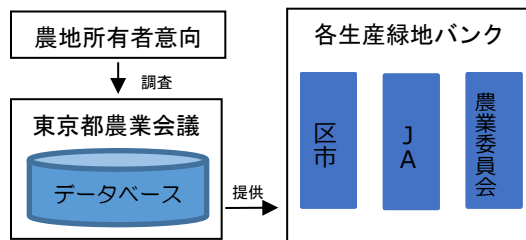
生産緑地の貸借の基礎データとして活用するため、生産緑地の貸借に関する意向を把握する調査を実施

(1) 生産緑地の貸借に関する意向調査

区市、農業委員会を通じて都内の生産緑地を所有する農業者に対して、生産緑地の貸借に関する意向調査を実施

(2) 情報集約及び提供

個々の農業者から回収した調査結果について、農地の貸借に活用できるようデータベースを作成し、区市の生産緑地バンクに情報提供し、貸借を促進



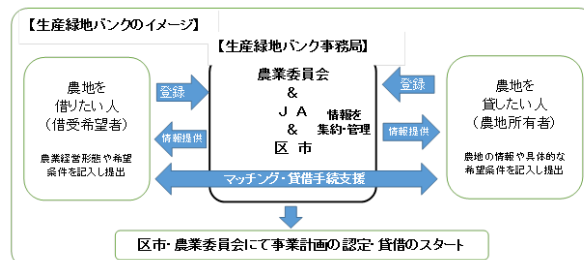
生産緑地バンク支援事業

○事業内容

区市、農業委員会、JA等関係機関の連携を図り、各区市ごとの生産緑地バンクの創設を支援するほか、都市農地の貸借のフォローアップ活動を行い、生産緑地の貸借を促進

(1) 区市や農業委員会、JA等関係機関の連携強化を図るための協議会を開催し、法説明や事例紹介等を行い、区市ごとの生産緑地バンク創設を支援

(2) 貸借に係る事業計画の認定申請について指導するフォローアップ活動を実施し、貸借の円滑な実施を支援



広域生産緑地マッチング促進事業

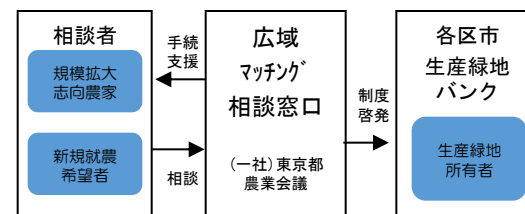
○事業内容

区市の枠を超えた広域型のマッチングを行うための専門窓口を設置するほか、税制面を含めた法制度に関する説明会の開催など貸借促進のための啓発活動を実施

(1) 相談窓口の設置

区市の枠を超えた生産緑地マッチングの専門窓口を設置し、農地の貸借を希望する貸し手・借り手希望者からの相談対応及び申請手続きを支援

(2) 税制を含めた法制度の普及啓発等
生産緑地の所有者を対象に税制面を含めた法制度に関する説明会を開催するなど、貸借促進のための啓発活動を実施



農業体験農園の開設支援事業

- 農家開設型の体験農園の設置数が少ない地域への開設を目的に、都内自治体や農業者等に対し、体験農園に関する普及啓発、設置を希望する農業者等への相談・講師派遣を行うことで、体験農園の開設を促進する。

【事業内容】

○農家開設型の体験農園に関わる情報発信

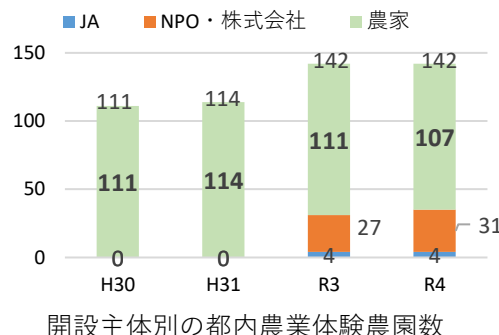
ホームページ、動画、パンフレット等を作成し、体験農園開設に向けた情報発信、普及啓発を実施

- 内容
- ・農家開設型の農業体験農園の特徴
 - ・設置に関連する各種制度等の紹介
 - ・関連する都事業の紹介等

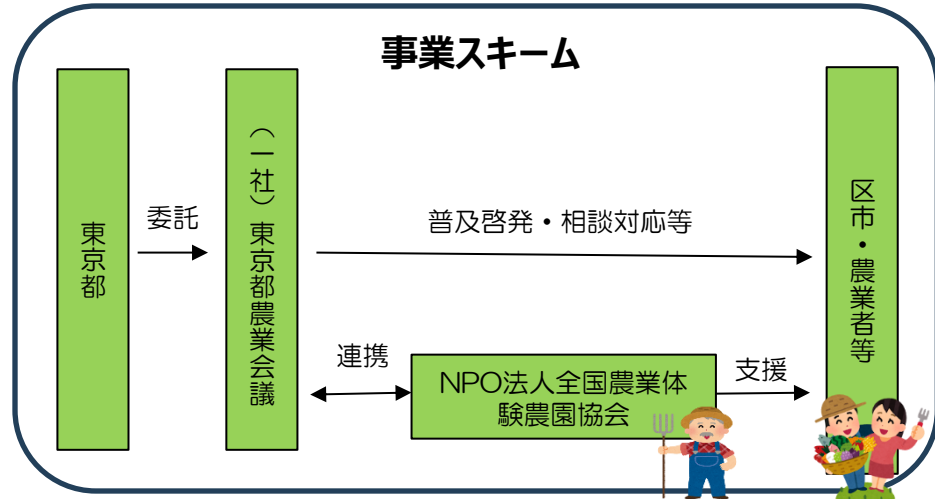
○体験農園の開設支援

体験農園の開設を検討する農業者、都内自治体等に対し、講師を派遣し、開設に向けた講座や相談会を開催、希望者には講師による現地指導を実施

- 内容
- ・講座の開催
 - ・相談会の開催
 - ・現地指導の実施



事業スキーム



ご清聴ありがとうございました